令和５年度　HARP　地域医療介護総合確保基金事業
北海道リハビリテーション専門職協会全体研修会Ⅰ・２

北海道６Ｋ地域課題の解決に向けて
各市町村　窓口・担当セラピスト
その課題と対策および活用について

一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会

HARP：Hokkaido Association of Rehabilitation Professionals

会　長　　太田　誠
副会長　　小橋　透
副会長　　清水兼悦

北海道　6K地域課題
広大・高齢・過疎・交通・寒冷・降雪

過疎・交通

可住地（km²）		比率	人/km2
北海道	22,373	27%	241
大阪府	1,331	70%	6,643

寒冷・降雪

寒冷・降雪・凍結により
陸海空のアクセスが制限

広大・高齢

65歳以上の人口比率（%）

北海道	32.8	札幌	28.4
日本	29.0	東京都	22.8

北海道最大の課題は
著しい生産人口減少・少子化

2023年4月現在

	人口	世帯数
北海道	5,111,991	2,799,812
札幌市	1,957,291	1,099,369
夕張市	6,698	4,065

資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推移計人口（平成30年度推計）」

OT不在地域ゼロ作戦2014

地域によるセラピストの偏在

2012年　地域作業療法へと
大きく舵を切った

179市町村に窓口担当を
⇒道南・道央・道北・道東
の４地域長・29地区長で
179市町村担当を支援

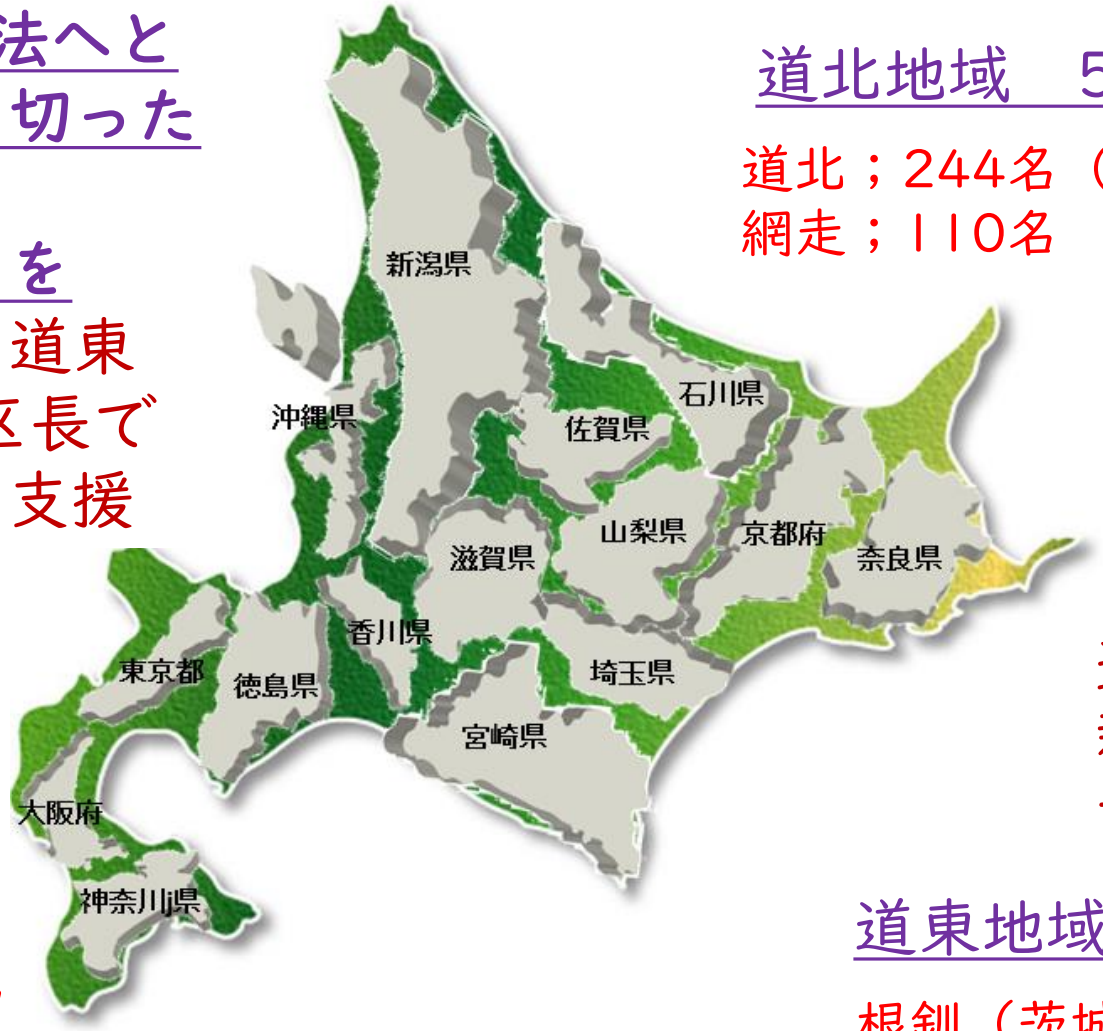

道北地域　59市町村

道北；244名（長崎・青森・滋賀）
網走；110名　（岐阜）

国内1718市町村
道内179市町村
vs

道士会員数　　2700名
新規卒業者　約年200名
平均31才　70%が<10年

道央地域　70市町村

石狩（鳥取）；1223名
空知（山形）；　119名
後志（山梨）；　109名
日高・胆振
（和歌山・奈良）；234名

道東地域　32市町村

根釧（茨城・広島）；126名
十勝（秋田）；124名

道南地域　18市町村

渡島・桧山（埼玉・佐賀）；197名

公社）北海道作業療法士会　2013年04月現在

現在に至る北海道作業療法士会とHARPとの取り組み

2012年度　「愛する地域で愛する人と自分らしく暮らす」ことができる地域作業療法の推進
2012～13年度　厚労省の市町村介護予防モデル事業を下川町にて協働
2014年度　日本作業療法士協会と共同したパイロット事業として179市町村に窓口担当OT配置作戦を展開
2015年度以降　HARPとして「地域医療介護総合確保基金」を運用した事業へ拡大

作業療法士会事業

2014年度事業
179市町村に
窓口担当を
配置・育成

HARP地域医療介護総合確保基金事業へ移行

2015年度事業
地域ケア会議の
参加に資する
アドバイザー養成

2016年度事業
地域住民とともに
地域支援事業を行う
『推進リーダー』の
育成と組織化を図る

地域包括ケアシステムの構築・推進

**北海道の6K
地域課題**

OTの知識や技術
資する事業モデル

住民主体の通いの場へ

北海道リハビリテーション
３団体連絡協議会

HARP　一般社団法人
北海道リハビリテーション専門職協会

原点確認

セラピスト派遣体制の強化

リハビリテーション専門職不在市町村ゼロ作戦2016

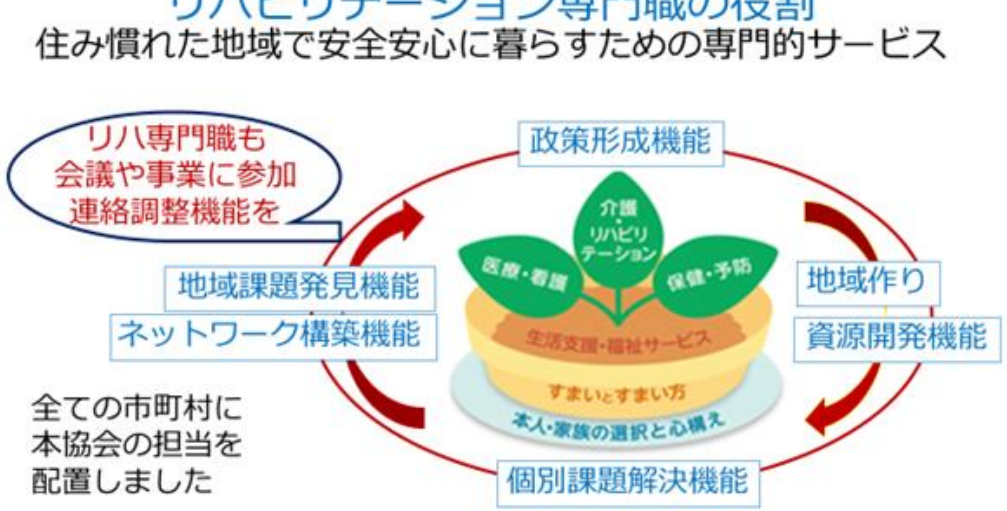

北海道の6K地域課題（各市町村により異なる）
　寒冷・広大・高齢・過疎・交通・降雪
　2017年度から179全ての市町村で開始される「地域リハビリテーション活動支援事業」の要請に応えるため、2017年度からは、各市町村と本協会を繋ぐ窓口担当セラピストに加え、**本協会の所定の研修を受けて市町村の各会議や事業に実務対応可能である派遣担当セラピストを登録**し、二次医療圏域、14振興局を9支部と札幌支部として統括しております。
　私たちリハビリテーション専門職は、道民のみなさまが、住み慣れた所で、自分らしく、一生安全に安心して暮らしてゆける、そのような社会を目標としています。
　これまで医療で培ってきた専門性を活かしつつ、すべての市町村での介護予防の推進、自立支援型ケアプランへの援助、医療と介護の連携推進など、保健・医療・介護・福祉に資するよう、アドバイス等の専門的なサービス提供や仕組みづくりから取り組む所存にあります。

※しかし、本質的な目的は、派遣を通して役割や効果を理解していただき、**各自治体への配置**を期待していることにある。福祉学部や法学部の人員と同様の事務作業のみならず、総合事業や地域保健においては、保健師とともに大きな役割と効果（健康高齢者の増大、介護保険給付の減少など）をもって貢献すると考えている。

リハ専門職不在市町村ゼロ作戦2016

	PT数	OT数	ST数
札幌市	2036	1060	260
千歳市	80	60	10
恵庭市	79	52	8
北広島市	31	17	12
江別市	55	32	9
新篠津村	0	0	0
当別町	16	12	1
石狩市	62	47	17
岩見沢市	65	49	6
美唄市	19	7	2
三笠市	7	1	1
由仁町	1	0	0
長沼町	9	1	0
栗山町	7	2	0
南幌町	3	3	1
月形町	4	2	0
夕張市	0	2	0
滝川市	43	19	2
芦別市	6	2	1
赤平市	4	8	0
砂川市	17	9	2
歌志内市	0	0	0
奈井江町	1	1	0
上砂川町	0	0	0
浦臼町	0	0	0
新十津川町	3	3	0
深川市	9	9	2
妹背牛町	1	0	0
秩父別町	0	0	0
雨竜町	0	1	0
北竜町	0	0	0
沼田町	1	0	0
小樽市	159	108	31
仁木町	0	0	0
余市町	16	6	3
赤井川村	0	0	0
古平町	0	1	0
積丹町	0	0	0
共和町	1	0	0
岩内町	9	3	0
蘭越町	4	1	0
泊村	0	0	0
神恵内村	0	1	0
ニセコ町	0	1	0
真狩村	0	0	0
留寿都村	0	0	0
喜茂別町	0	0	0

	PT数	OT数	ST数
京極町	1	0	0
倶知安町	9	7	0
寿都町	1	0	0
黒松内町	1	0	0
島牧村	0	0	0
登別市	41	45	4
室蘭市	94	61	17
伊達市	55	24	13
壮瞥町	6	4	0
豊浦町	0	0	0
洞爺湖町	21	21	5
苫小牧市	117	93	30
厚真町	2	0	0
安平町	3	0	0
むかわ町	1	2	0
浦河町	6	3	1
様似町	0	0	0
えりも町	0	0	0
新ひだか町	11	5	0
日高町	2	0	0
平取町	1	1	0
新冠町	1	0	1
白老町	4	4	0
函館市	336	179	40
北斗市	8	6	1
七飯町	12	10	3
鹿部町	1	0	0
森町	7	2	0
厚沢部町	0	0	0
木古内町	5	1	0
知内町	0	0	0
福島町	0	0	0
松前町	3	1	0
奥尻町	0	0	0
上ノ国町	0	0	0
江差町	2	1	0
八雲町	14	16	1
長万部町	0	0	0
今金町	0	2	0
せたな町	9	4	0
乙部町	0	1	0
帯広市	224	108	26
芽室町	1	2	1
中札内村	0	0	0
更別村	0	1	0
大樹町	3	1	0
広尾町	1	0	0

	PT数	OT数	ST数
浦幌町	0	0	0
新得町	1	0	0
清水町	4	2	0
音更町	6	16	3
士幌町	2	1	0
上士幌町	0	0	0
鹿追町	2	0	0
幕別町	5	3	0
池田町	2	3	0
豊頃町	0	0	0
本別町	4	0	0
足寄町	5	0	0
陸別町	0	0	0
釧路市	141	82	32
釧路町	2	4	0
厚岸町	2	5	0
浜中町	0	0	0
標茶町	2	2	0
弟子屈町	3	3	1
鶴居村	0	3	0
白糠町	0	1	0
根室市	2	5	0
中標津	7	7	1
標津町	1	0	0
別海町	3	2	0
羅臼町	1	1	0
旭川市	373	215	50
鷹栖町	1	0	0
東神楽町	4	7	0
当麻町	4	2	0
比布町	0	0	0
愛別町	0	0	0
上川町	1	0	0
東川町	3	1	0
美瑛町	2	3	2
富良野市	20	16	3
上富良野町	0	0	0
中富良野町	0	0	0
南富良野町	0	0	0
占冠村	0	1	0
名寄市	22	13	4
下川町	0	0	0
美深町	1	0	0
音威子府村	1	0	0
中川町	0	0	0
士別市	8	4	0
和寒町	0	0	0

	PT数	OT数	ST数
剣淵町	0	0	0
幌加内町	1	0	0
稚内市	16	11	5
猿払村	0	0	0
幌延町	0	0	0
豊富町	1	0	0
浜頓別町	1	0	0
中頓別町	0	0	0
枝幸町	4	0	0
利尻町	1	0	0
利尻富士町	1	0	0
礼文町	1	1	0
留萌市	19	11	4
増毛町	0	0	0
小平町	0	0	0
苫前町	0	0	0
羽幌町	2	0	0
初山別村	1	0	0
遠別町	0	0	0
天塩町	1	0	0
北見市	101	72	26
網走市	31	10	11
訓子府町	0	0	0
置戸町	1	1	1
美幌町	10	9	3
津別町	1	1	0
大空町	1	0	0
斜里町	1	0	0
清里町	1	4	0
小清水町	2	0	0
紋別市	3	4	1
滝上町	2	0	0
興部町	1	0	0
西興部町	0	0	0
雄武町	1	0	0
佐呂間町	0	0	0
遠軽町	10	4	0
湧別町	0	0	0
	12	27	31

	不在割合	不在市町村数
PT	34%	60
OT	48%	86
ST	75%	134

PT不在　61　34%

OT不在　92　48%

ST不在　134　69%

平成28年3月29日現在

対策：

地域医療介護総合確保基金を有効活用した事業展開

遠隔地域派遣システム

遠隔地就労支援（OT士会）

下川町にてモデル事業を

リハ専門職不在市町村ゼロ作戦2023
※令和5年2月末時点のデータ

市町村別POS数

※R5.2.28時点のデータとなっています

地区名	市町村名	PT数 (R52.28)	OT数 (R53.8)	ST数 (R53.15)
	札幌市	2640	1367	222
石狩北部	千歳市	113	70	8
	恵庭市	84	52	4
	北広島市	37	24	10
石狩南部	江別市	68	63	7
	新篠津村	0	0	0
	当別町	20	12	4
	石狩市	86	69	17
南空知	岩見沢市	71	50	10
	美唄市	24	9	0
	三笠市	9	4	0
	由仁町	2	1	0
	長沼町	7	2	0
	栗山町	6	1	0
	南幌町	5	3	0
	月形町	3	3	0
	夕張市	4	0	0
中空知	滝川市	43	27	0
	芦別市	6	1	1
	赤平市	5	8	0
	砂川市	14	12	0
	歌志内市	0	0	0
	奈井江町	1	0	0
	上砂川町	1	1	0
	浦臼町	0	0	0
	新十津川町	1	3	0
北空知	深川市	11	10	1
	妹背牛町	1	0	0
	秩父別町	0	0	0
	雨竜町	0	1	0
	北竜町	0	0	0
	沼田町	0	0	0
後志北	小樽市	181	113	18
	仁木町	0	0	0
	余市町	12	14	1
	赤井川村	0	0	0
	古平町	0	1	0
	積丹町	0	0	0
後志西	共和町	0	0	0
	岩内町	12	2	0
	蘭越町	2	0	0
	泊村	0	0	0
	神恵内村	0	1	0
	ニセコ町	1	1	0
	真狩村	0	0	0
	留寿都村	0	0	0
	喜茂別町	0	0	0
		17	18	35

地区名	市町村名	PT数	OT数	ST数
後志西	京極町	2	0	0
	倶知安町	14	5	0
	寿都町	2	0	0
	黒松内町	2	1	0
	島牧村	0	0	0
西胆振	登別市	44	38	6
	室蘭市	149	59	13
	伊達市	52	22	10
	壮瞥町	2	4	0
	豊浦町	0	0	0
	洞爺湖町	26	17	4
東胆振	苫小牧市	142	109	26
	白老町	2	7	0
	厚真町	1	0	0
	安平町	1	0	0
	むかわ町	2	3	0
日高	浦河町	13	2	1
	様似町	0	0	0
	えりも町	0	0	0
	新ひだか町	14	11	0
	日高町	1	0	0
	平取町	1	0	0
	新冠町	1	0	0
道南東	函館市	443	226	67
	北斗市	12	8	3
	七飯町	13	13	0
	鹿部町	0	1	0
	森町	8	2	1
道南西	厚沢部町	0	0	0
	木古内町	4	2	0
	知内町	0	0	0
	福島町	0	0	0
	松前町	3	2	0
	奥尻町	1	0	0
	上ノ国町	0	0	0
	江差町	3	4	0
道南北	八雲町	21	15	3
	長万部町	0	0	0
	今金町	0	2	0
	せたな町	8	3	1
	乙部町	0	1	0
十勝	帯広市	287	155	33
	芽室町	3	5	2
	中札内村	0	0	0
	更別村	0	1	0
	大樹町	5	3	0
	広尾町	2	3	0
		14	18	34

地区名	市町村名	PT数	OT数	ST数
十勝	浦幌町	0	0	0
	新得町	1	0	0
	清水町	5	3	1
	音更町	13	9	2
	士幌町	1	0	0
	上士幌町	6	1	1
	鹿追町	4	1	0
	幕別町	12	3	0
	池田町	4	3	0
	豊頃町	0	0	0
	本別町	7	2	1
	足寄町	6	0	0
	陸別町	1	0	0
釧路	釧路市	171	80	23
	釧路町	1	2	0
	厚岸町	5	5	0
	浜中町	0	0	0
	標茶町	2	2	0
	弟子屈町	3	1	1
	鶴居村	3	3	0
	白糠町	0	2	0
根室	根室市	1	5	1
	中標津町	10	9	2
	標津町	2	1	0
	別海町	4	3	0
	羅臼町	2	2	0
旭川	旭川市	444	261	52
	鷹栖町	1	2	0
	東神楽町	6	5	0
	当麻町	6	2	1
	比布町	0	0	0
	愛別町	0	0	0
	上川町	1	0	0
	東川町	0	1	0
	美瑛町	5	6	1
富良野	富良野市	43	20	4
	上富良野町	0	3	0
	中富良野町	1	0	0
	南富良野町	0	0	0
	占冠村	0	0	0
上川北部	名寄市	14	8	1
	下川町	1	2	0
	美深町	0	0	0
	音威子府村	0	0	0
	中川町	0	0	0
	士別市	6	5	1
	和寒町	1	0	0
		13	17	33

地区名	市町村名	PT数	OT数	ST数
上川北部	剣淵町	0	0	0
	幌加内町	0	0	0
宗谷	稚内市	19	13	2
	猿払村	1	0	0
	幌延町	0	0	0
	豊富町	1	0	0
	浜頓別町	2	0	0
	中頓別町	1	0	0
	枝幸町	4	0	0
	利尻町	2	0	0
	利尻富士町	0	0	0
	礼文町	1	0	0
留萌	留萌市	12	13	1
	増毛町	0	0	0
	小平町	0	0	0
	苫前町	0	0	0
	羽幌町	4	0	0
	初山別村	0	0	0
	遠別町	0	0	0
	天塩町	1	0	0
北見	北見市	119	75	21
	美幌町	10	8	4
	津別町	2	2	0
	訓子府町	0	0	0
	置戸町	1	2	1
紋別	紋別市	8	4	1
	遠軽町	11	6	0
	湧別町	0	0	0
	佐呂間町	1	0	0
	滝上町	1	0	0
	興部町	1	1	0
	西興部町	0	0	0
	雄武町	2	0	0
網走	網走市	40	9	5
	大空町	1	0	0
	斜里町	2	2	1
	清里町	2	2	0
	小清水町	3	1	0
		12	25	30
		252		

不在市町村数

	市町村数	(%)
PT不在	56	31
OT不在	76	42
ST不在	132	74

0	前年度1→0
1	前年度0→1

不在市町村数

	市町村数 2016	⇒ 2022	⇒ 2023	(%)
ＰＴ不在	61	⇒ 53	⇒ 56	31%
ＯＴ不在	92	⇒ 77	⇒ 76	42%
ＳＴ不在	134	⇒ 130	⇒ 132	74%

北海道の市町村数：１７９

介護保険者数：１５６

○空知中部広域連合（歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）、

○大雪地区広域連合（東川町、 美瑛町、東神楽町）、

○日高中部広域連合（新冠町、新ひだか町）、

○後志広域連合（島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村）が各１保険者。

HARP役員会（20220518）での
課題と解決への対策　課題編

①市町村担当、地区長、支部長という階層化した情報共有システム

システム全体

各人の役割・意識

情報伝達、共有の手段

②コロナ禍での活動

HARP側

行政側

③各士会員

HARP事業への認識・情報不足

協力会員の不足

役員会（0518）での課題と解決への対策　対策編

①ビデオメッセージの発信　⇒　6月初旬には骨子作成6/15理事会で承認

・HARPの目的、支部長、地区長、市町村担当者の役割、情報共有の必要性等を共有

・市町村に勤務しているPOS数、市町村ごとの地図イメージも提示し現状を伝える

・三士会員への情報配信しHARPへの理解をすすめ、事業協力者を増やす基礎作り

②地区毎に基金事業で地域連携強化研修会(リハ職向け）を開催（内容の検討含め）

・課題を地域から提示してもらい、HARP理事とともにHARPステムの再構築を行う

・次の行政を含めた地域連携強化研修会の内容を検討する

③②実施後に行政担当者含めた地域ごとの地域連携強化研修会を開催（基金事業）

④リモート支援を主とした事業の提示をさらに進める

・リモート支援できる会員リストの作成

・リモート主体での事業展開、機器、アプリ等使い方から含めて提示

⑤上記計画をベースに事業局での事業計画を作成する

⑥市町村への事業への手上げ確認を現状で進める（地域局へ依頼）

HARP支部長・地区長対象アンケート　まとめ編

❶支部長・地区長と HARP 本部との相談支援体制の再構築

❷施設長・部門長へ会員の HARP 事業参画への理解促進に向けた啓発の継続

❸会員へHARP 自体の活動や参画する目的に関する啓発の継続

❹各地域の活動内容の発信や情報共有

行政・包括との関係性構築および継続的・発展的連携のノウハウ

実際の活動内容の紹介（コロナ禍での事業の工夫を含む）

効果・成果判定、ICT の活用等

❺本部に提出する報告書の簡素化に向けた検討

❻支部長・地区長への役割や HARP の必要性についての啓発の継続

❼報酬面に関する再周知

❽支部長・地区長等からの要望や意見を踏まえて

道との関係性強化・契約内容に関する提案や調整等の対応が必要

HARP支部長・地区長対象アンケート　課題編

- 行政の認識、役割分担等
- 派遣者および協力者不在　報酬やon-line含め
- HARP活動の意義、サイボウズの使い方、報告書、情報共有、
- 地域課題や実状に合わせたフレキシブルな対応
- 派遣や担当者の施設長への依頼文等、実務と報酬等
- コロナ禍あるいは遠隔地につきICT活用、配布物等

⇒　充分に説明と実践がされてきたはずの課題だが……
スタッフの交代など様々な因子により情報が共有されていない
今一度　新年度事業の中核に再度位置付ける

HARP事業報告体制の見直しについて　2023.8

［課題］

・今まで提出していた報告書の負担が強かった。

・報告書内に記載されていた詳細の事業や企画書の内容についてHARP本部で評価・検討がなされてはいなかった。

・現状サイボウズ等でなされている報告以外にも相当数の事業が行われていると推測され、HARPとして道内全体でどのような事業が行われているか把握ができていなかった。同時に各地区長等が他の地区や市町村での事業内容をタイムリーに情報収集をすることができなかった。

［具体的な内容］

１）黄色の事業は、事務局での会計処理に必要なため従来通りとする。

　　赤色の事業は、報告はgoogle formでの入力とする。

２）主にサイボウズ上で提出されていた「企画書」は不要とする。

３）下図の市町村以外からの報告はすべてgoogle formとし、従来の報告書は不要とする。（事務局と市町村との契約状況によって変更もあり。）

	地域ケア個別会議（個別事例の支援内容の検討等）	地域ケア推進会議（地域課題や政策についての検討）	地域住民を対象とした運動教室の開催	住民主体の通いの場（自主サークル）の支援	個別訪問支援（評価・助言等）	認知症初期集中支援チーム	介護給付等適正化事業（ケアプラン点検等）	要介護認定審査会	障害者自立支援審査会	市町村が主催する会議への出席（地域包括支援センター運営協議会等）	その他
札幌市	🟥	🟥	🟨	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
函館市	🟥	🟥	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
北斗市	🟥	🟥	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
富良野市	🟨	🟨	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
石狩市	🟨	🟨	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
帯広市	🟨	🟨	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
登別市	🟥	🟥	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
豊浦町	🟥	🟥	🟥	🟥	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
知内町	🟥	🟥	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
中富良野町	🟨	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥
厚沢部町	🟥	🟥	🟥	🟥	🟨	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥	🟥

HARP事業報告　google form

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdSOY5horkB1eVd4NrYxP_rQv8z3B7kRCOsj-5GSv0O76TSNw/viewform

🟥 Google form入力要
従来の報告書の提出不要

🟨 Google form入力不要
従来の報告書の提出要

今一度　組織図と連携、情報の流れの共有

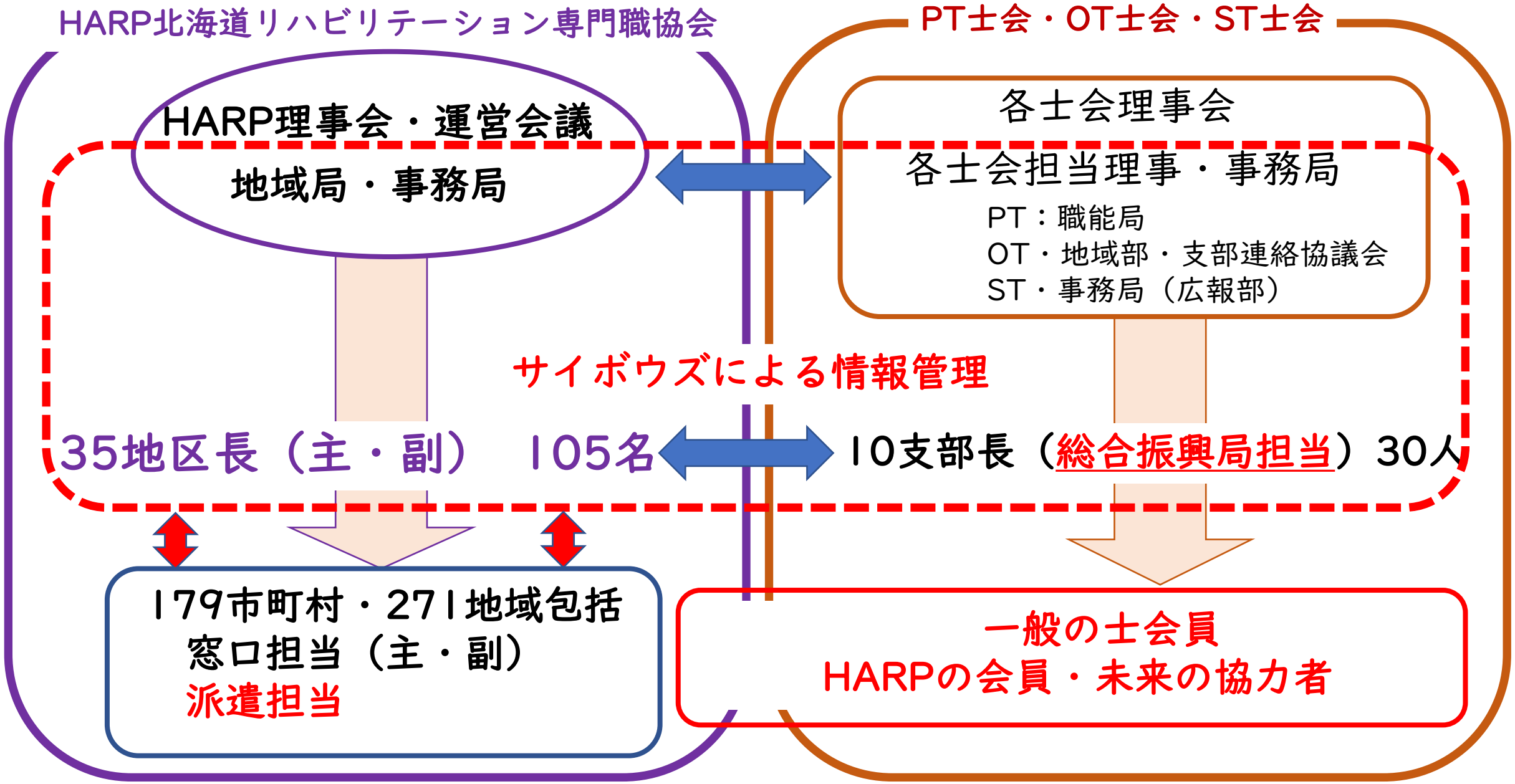

35主担当地区長（士会の10支部長を含め）の役割

・HARP事業として、振興局単位での活動が必要となることから、
　以下のことを把握・調整いただきたい。
①各地区ごとで完結できないこと
②支部の活動が中心で実施されていること
③各職場および個人の活動で実施されていること
・下記については支部長レベルで支援、活動を実施をお願いしたい。
①総合振興局単位でのHARP（3士会支部長そろって）の活動について
　　挨拶および事業説明
② 支部内の地区活動についての支援および情報管理の実施
　〇各地区で解決できない問題の調整
　〇各士会での協働体制の構築、意識付け
　〇活動状況の情報管理

35地区長（各士会１名ずつ）の役割

・情報の管理にはサイボウズを活用（メンバーは主担当地区長のみ）
　必要な作業は随時連絡しますので、確認し共有してください
・主担当地区長は各地域内での連絡体制の構築、強化をお願いします
・主・副地区長の役割は各士会間の話し合いで決めてください
　市町村との調整、意見交換、担当者調整など
・各地域で新たな受託事業が発生した場合、
　HARPと各士会の両方へ連絡をお願いします
・各地区のセラピスト数の把握（窓口担当セラピストとの情報共有）

※お願い　次の地区内でのリハ職向け地域連携強化研修会へ向けて、
　地区内での協議をすすめていただきたい

窓口担当セラピスト（各士会1名ずつ）の役割

・各市町村とHARPを繋ぐ窓口を担当するセラピスト
・官公庁勤務や職場の理解が乏しくても、事業に明るい方が望ましい
・主・副担当の役割は担当者間の話し合いで決めてください
・各地域で新たな受託事業が発生した場合、
　派遣担当者を調整し地区長への連絡をお願いします
・各市町村の地域ケア会議および事業に関する情報把握
・各市町村（日常生活圏域）に勤務実態がある
• **依頼書はHARPは可能、願わくば首長などにも依頼**

会員/非会員セラピストの把握および更新

派遣担当（登録）セラピストの役割

・HARPの所定の研修を受けて
　市町村の各会議や事業に対応可能であるセラピスト
・経験年数よりも研修を受けて期待に資する提供が可能な方で、
　曜日や時間帯などで職場長の承諾を得た方を派遣登録していく
・複数人を登録することが望ましい
・市町村（日常生活圏域）における介護予防事業、
　地域ケア会議への参加
・派遣終了後、報告書の作成

- **好事例の共有（研修会やサイボウズ、HPなど）**
- **依頼書はHARPは可能、願わくば首長などにも依頼**

地域支援事業委託の流れ

謝金支払基準
１時間単位（税込）　講義　実技指導
資格取得後15年超　10,000円　6,000円
それ以外の者　9,000円　5,400円

市町村

①事業委託依頼打診

（⑦謝金振込み）

市町村担当者

地区長

②HARPサイボウズへ連絡

同時に所属の職能団体へも報告

⑤承諾書送付

⑥契約

④委託了承連絡

③公文書・企画書・報告書提出（サイボウズ上でOK）
郵送の場合は事務局へ

①事務局：公文書・企画書・報告書の授受、契約手続き、交通費・謝金の手続き
住所：〒060-0003札幌市中央区北3条西2丁目　カミヤマビル4階
Email:pt00000@pt-hokkaido.jp

②地域局活動管理部：公文書・企画書・報告書の検証

企画書には、交通経路を記載する
謝金等が支給される場合は、金額を記載する（次年度事業参考のため）

令和4年度 地域リハビリテーション指導者養成等事業委託業務 計画

地域リハビリテーション連携強化研修会

振興局	リハ職向け	行政向け	
渡島総合振興局、檜山振興局	9月	12月19日	
石狩振興局		2月10日（金）	
上川総合振興局 、留萌振興局 、宗谷総合振興局		1月～2月初	
胆振総合振興局、日高振興局		2月9日（木）	
空知総合振興局		1月31日（火）	
オホーツク総合振興局		月31日（火）	
後志総合振興局		2中旬	
釧路総合振興局、根室振興局		4日（金）	
十勝総合振興局		（土）対面	

地域ケア会議アドバイザー養

		場	
基礎課程		WEB	
認定課程		WEB	

地域包括ケアシステムにおけ 研修

シルリハ	（金）	苫小牧東病院別館	
	2/4（土）		
介護予防アドバイザー養成研修（実践編）	12月14日	WEB	
介護予防	1月18日（水）	WEB	
災害時の対応に資する育成	1月29日（日）	WEB	

地域づくりによる介護予防推進事業成果報告研修会

地域づくりによる介護予防推進事業成果報告研修会	3月11日	WEB	

2040年に向けたマンパワーのシミュレーション（平成30年5月21日）の改定

令和元年5月29日　2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ

需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移

・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、 データヘルス改革
・タスクシフティング、 シニア人材の活用推進
・組織マネジメント改革 ・経営の大規模化・協働化

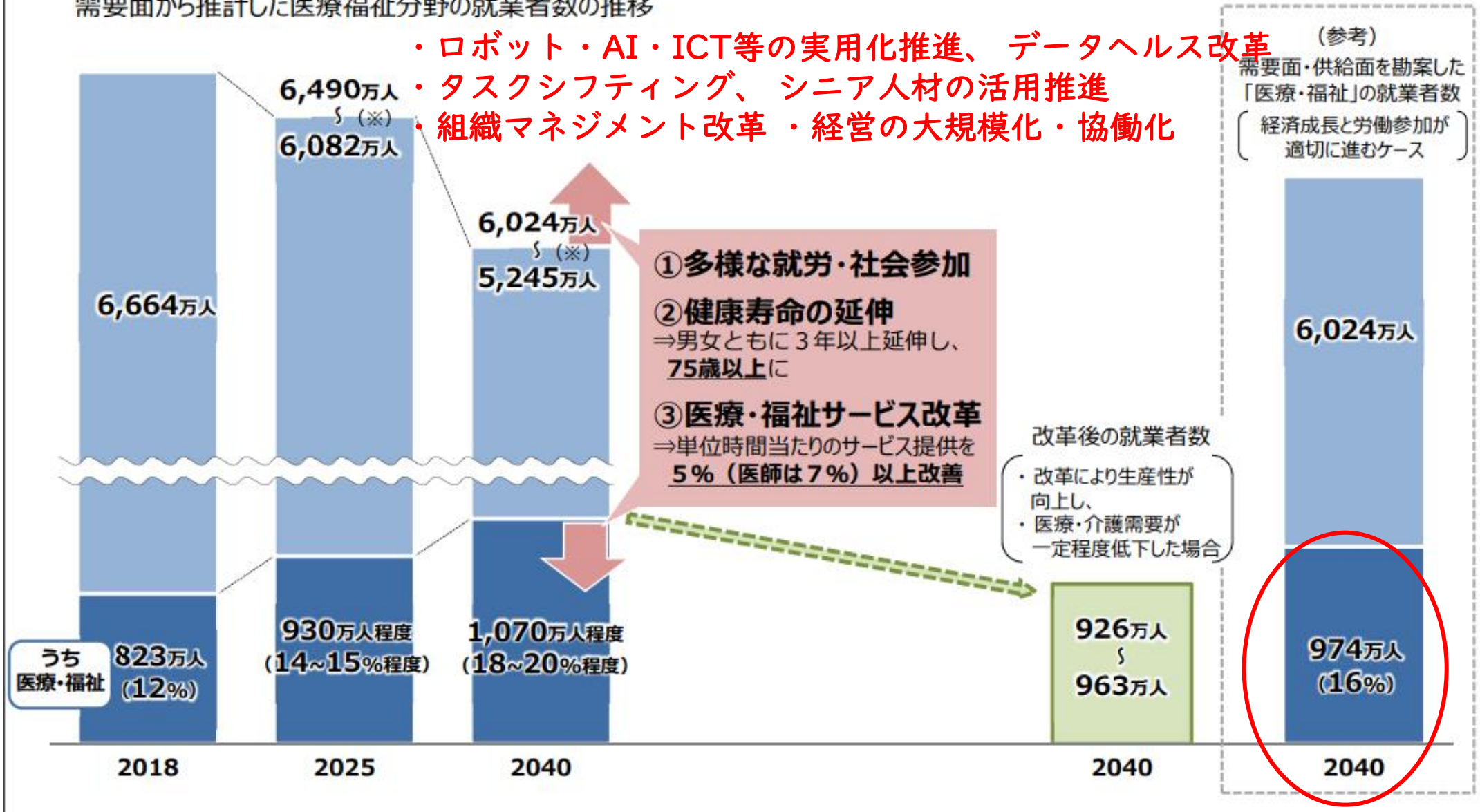

※総就業者数は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2019年３月）による。
総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。

時代は「地域包括ケアシステム」から「地域共生社会」へ

地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制
（社会保障制度改革プログラム法・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）

「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの
（「地域共生社会」の実現に向けて」（当面の改革工程）
厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）

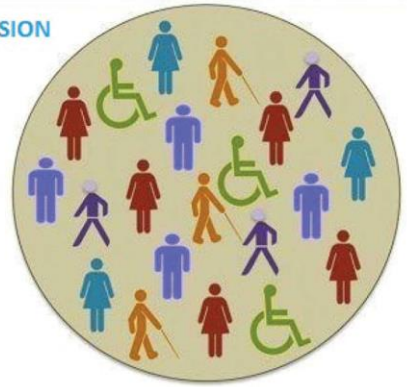

日本社会全体で実現していこうとする社会全体のイメージやビジョン

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

令和元年5月29日「第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」提出資料（一部抜粋）

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**地域共生に資する取組の促進**、③**高齢者も障害者も利用できるサービスの推進**について検討を行う。

Ⅰ 丸ごと相談（断らない相談）の実現

◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- **「断らない」相談支援**
- **多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）**
- **地域における伴走体制の確保**

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討
- **生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進**
- **地域におけるひきこもり支援の強化**

Ⅱ 地域共生に資する取組の促進

◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- **地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等**
- **民間からの資金調達の促進**
- **NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進**
- **地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進**

Ⅲ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- **介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援**

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

〇個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
〇地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

地域を基盤とする包括的支援の強化

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

2017年：介護保険法・社会福祉法等の改正
・ 市町村による包括的支援体制の制度化

2018年：
・ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
・ 生活困窮者自立支援制度の強化

2019年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：全面展開

【検討課題】

①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方　③共通基礎課程の創設 等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html

「地域共生社会」を提案する背景　Ⅰ

〇かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会 の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてき役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

〇しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html

「地域共生社会」を提案する背景　2

〇また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要となっています。

〇さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

〇「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格　１

１．地域課題の解決力の強化

〇生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。

〇これにより、我が国に暮らす国民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。

２．地域丸ごとのつながりの強化

〇耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、地域社会が抱える様々な課題は、高齢者や障害者、生活困窮者などの就労や社会参加の機会を提供する資源でもあります。

「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格　２

〇社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。

３．地域を基盤とする包括的支援の強化

〇地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

４．専門人材の機能強化・最大活用

〇住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していきます。

地域共生社会の頂を目指して、様々な取組の関係者（地域住民・事業者・行政）が山を昇っていく

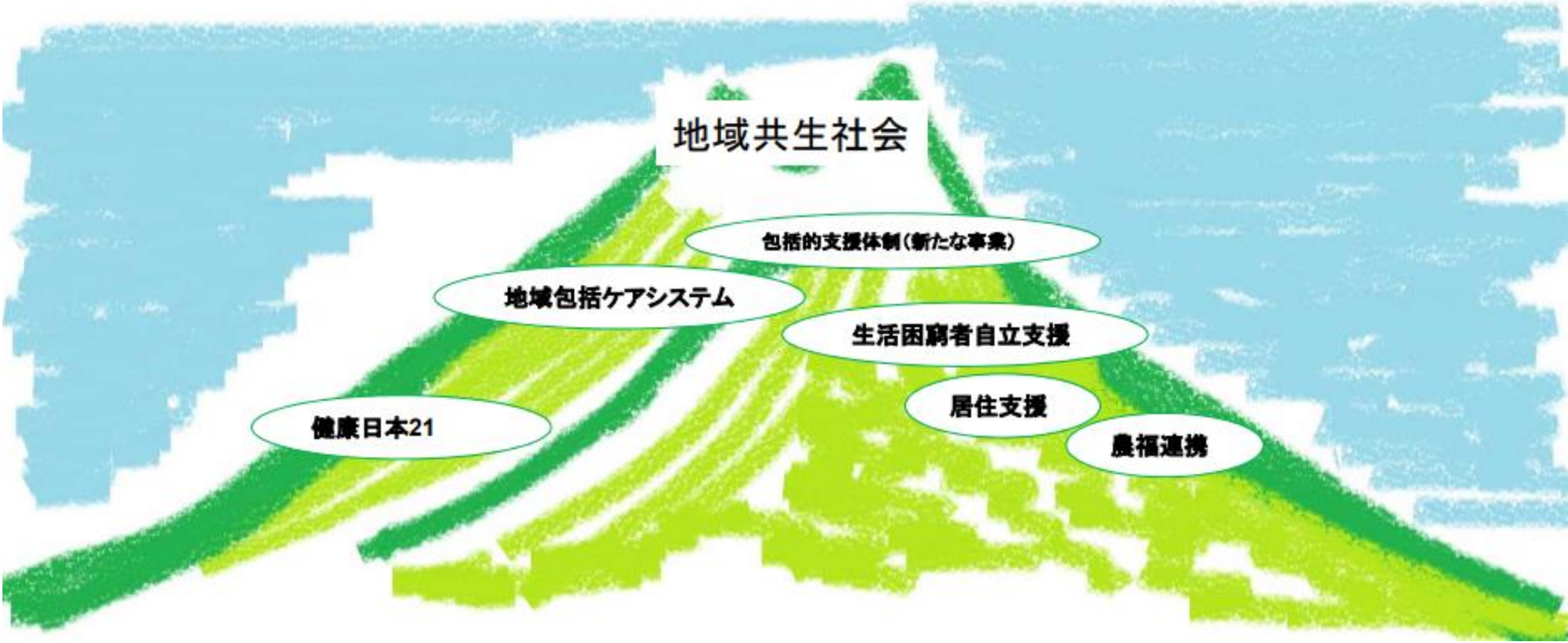

厚労省のHP

•2020年6月29日
【調査研究】「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況（令和元年度）」を更新しました。

•2020年6月29日
【調査研究】「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の効果的な推進方法」，「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方」，「介護離職防止のための地域包括支援センターと労働施策等との連携」を掲載しました。

福祉・介護

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

これからの地域づくり戦略　地域づくり加速化事業の実施について
介護予防・日常生活支援総合事業

～介護保険制度における市町村による事業～

総合事業（介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められています。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

出典：平成28年3月　地域包括ケア研究会報告書より
咲かそう、地域包括ケアの花！

更新情報

2020年6月29日	【調査研究】「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況（令和元年度）」を更新しました。
2020年6月29日	【調査研究】「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の効果的な推進方法」，「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方」，「介護離職防止のための地域包括支援センターと労働施策等との連携」を掲載しました。

政策について
分野別の政策一覧
健康・医療
福祉・介護
障害者福祉
生活保護・福祉一般
介護・高齢者福祉
雇用・労働
年金
他分野の取り組み
組織別の政策一覧
各種助成金・奨励金等の制度
審議会・研究会等
国会会議録
予算および決算・税制の概要

厚生労働省のホームページから

令和元年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業

介護予防・日常生活支援総合事業　及び

生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業

報告書

令和2年（２０２０年）３月

株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所

NTT DATA

株式会社NTTデータ経営研究所

総合事業の実施状況　n＝1,719市町村

訪問型サービス
- A：生活援助など
- B：住民の自主活動として行う生活援助など
- C：保健師などによる居宅での相談指導
- D：移動支援

通所型サービス
- A：ミニデイサービス、運動など
- B：運動など、住民主体の自主的な通いの場
- C：運動器の機能向上や栄養改善のプログラム

従前相当：指定事業者により
平成28年3月以前から提出されている
介護予防訪問介護、介護予防通所介護に
相当するサービス

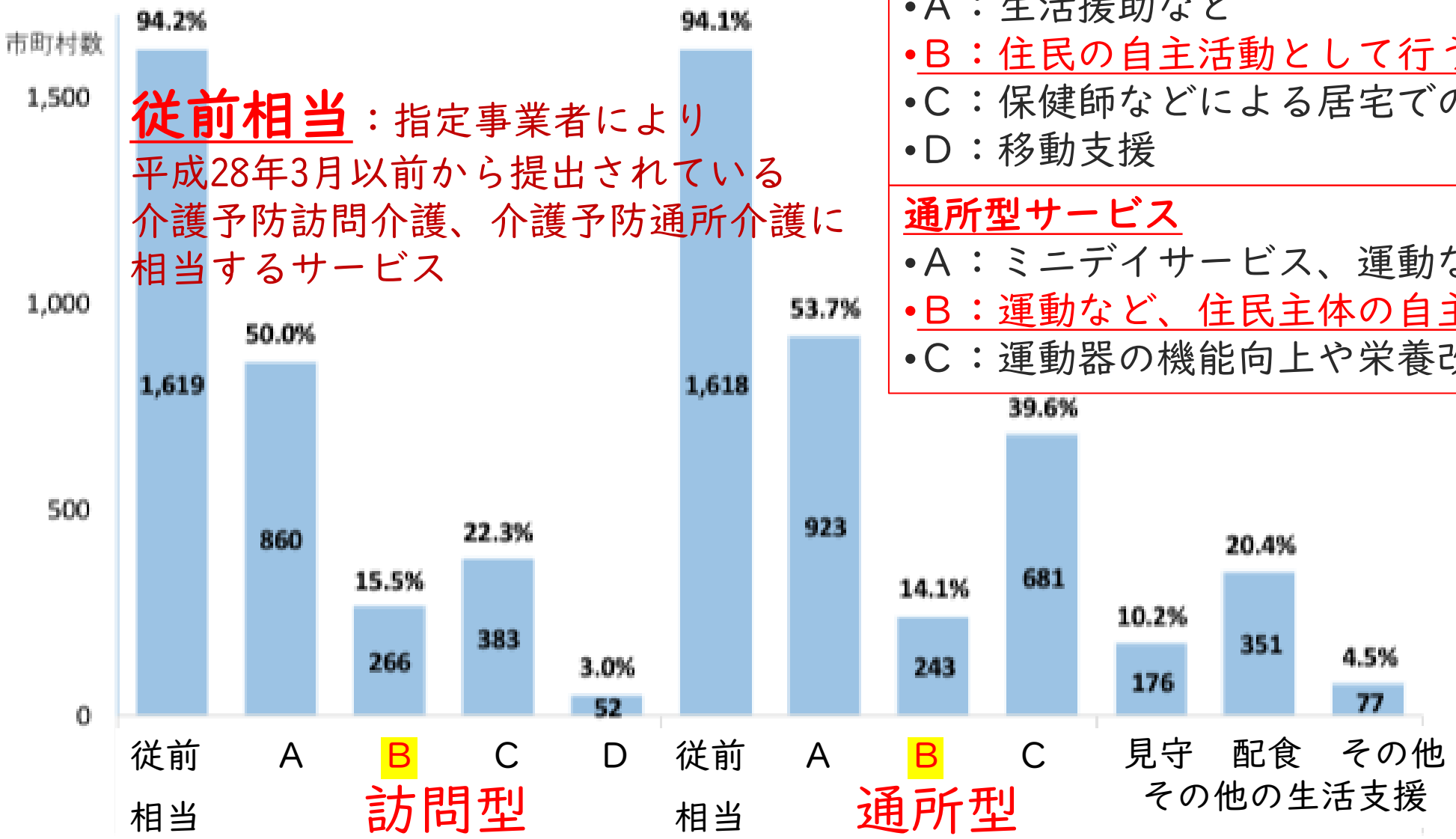

介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

株式会社ＮＴＴデータ経営研究所　　令和元年11月実施

今後の実施方針（現在サービスを実施している市町村）

従前訪問型	100
従前通所型	101
訪問Ａ	859
通所Ａ	796
訪問Ｂ	1453
通所Ｂ	1476
訪問Ｃ	1336
通所Ｃ	1038
訪問Ｄ	1667
見守り	1543
配食	1368
その他	1642

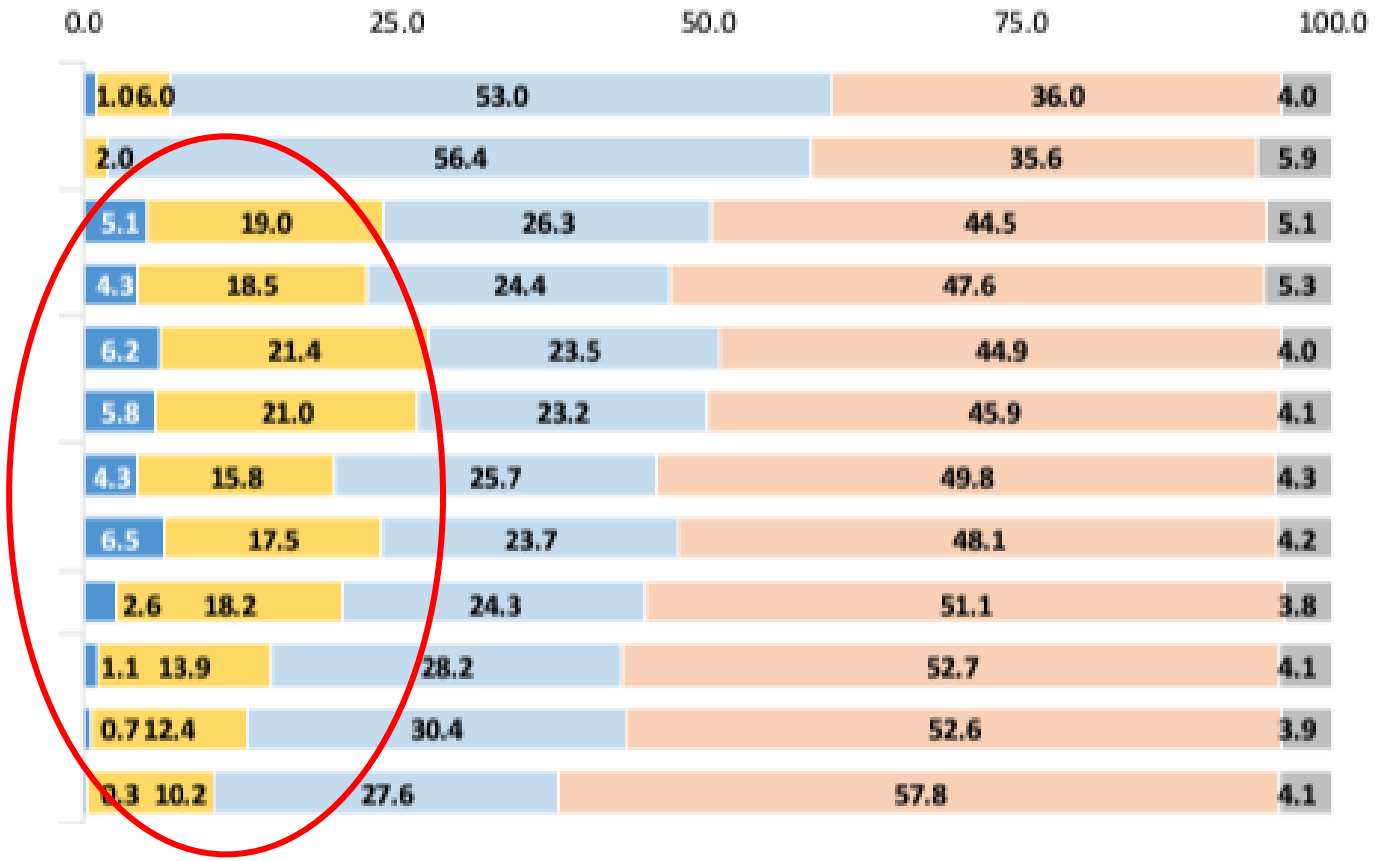

- 今後創設・増設の意向
- 現状維持の意向
- 検討中
- 未定
- 無回答

介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

株式会社ＮＴＴデータ経営研究所　令和元年11月実施

今後の実施方針（現在サービスを実施していない市町村）

従前訪問型	1619
従前通所型	1618
訪問Ａ	638⇒860
通所Ａ	676⇒923
訪問Ｂ	199⇒266
通所Ｂ	195⇒243
訪問Ｃ	294⇒383
通所Ｃ	511⇒681
訪問Ｄ	52
見守り	156⇒176
配食	300⇒351
その他	77

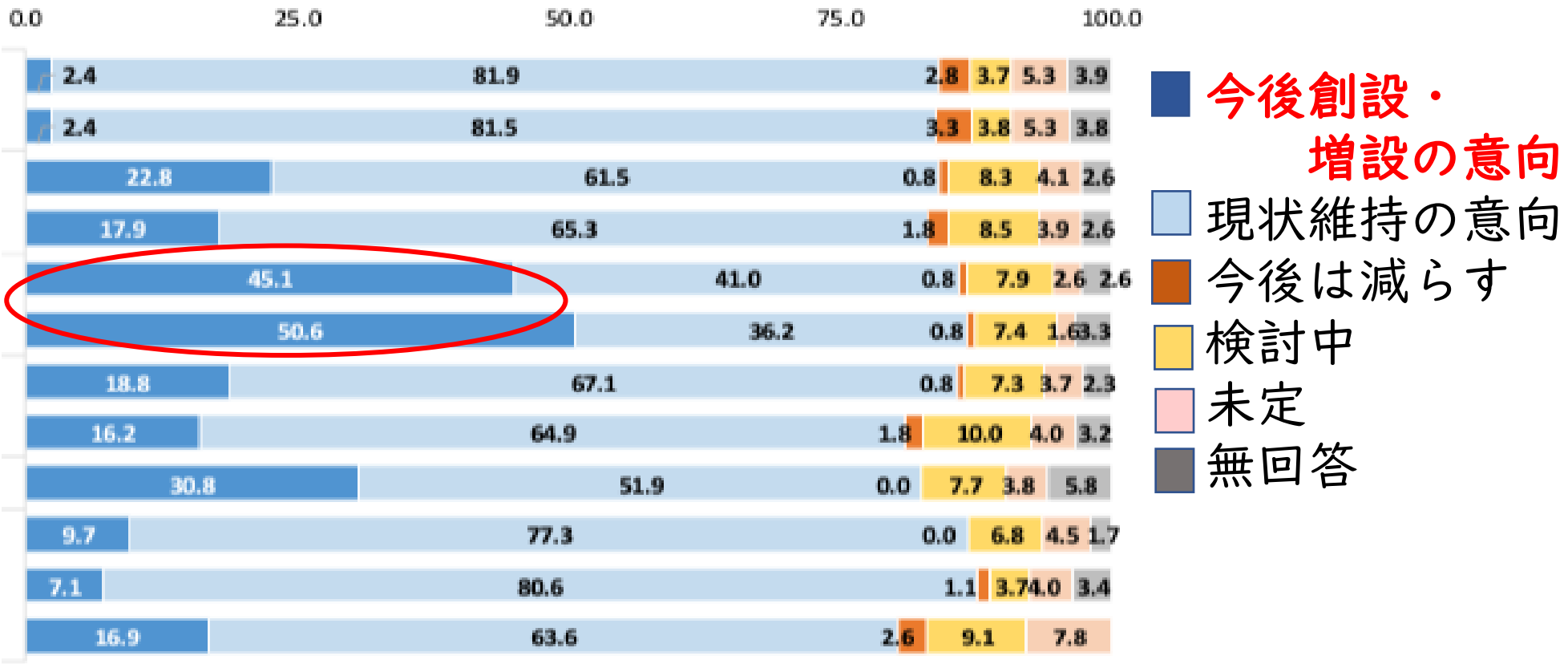

サービス利用者数の推移　３年間の調査結果

高齢者、要支援・要介護者が増大しているのに

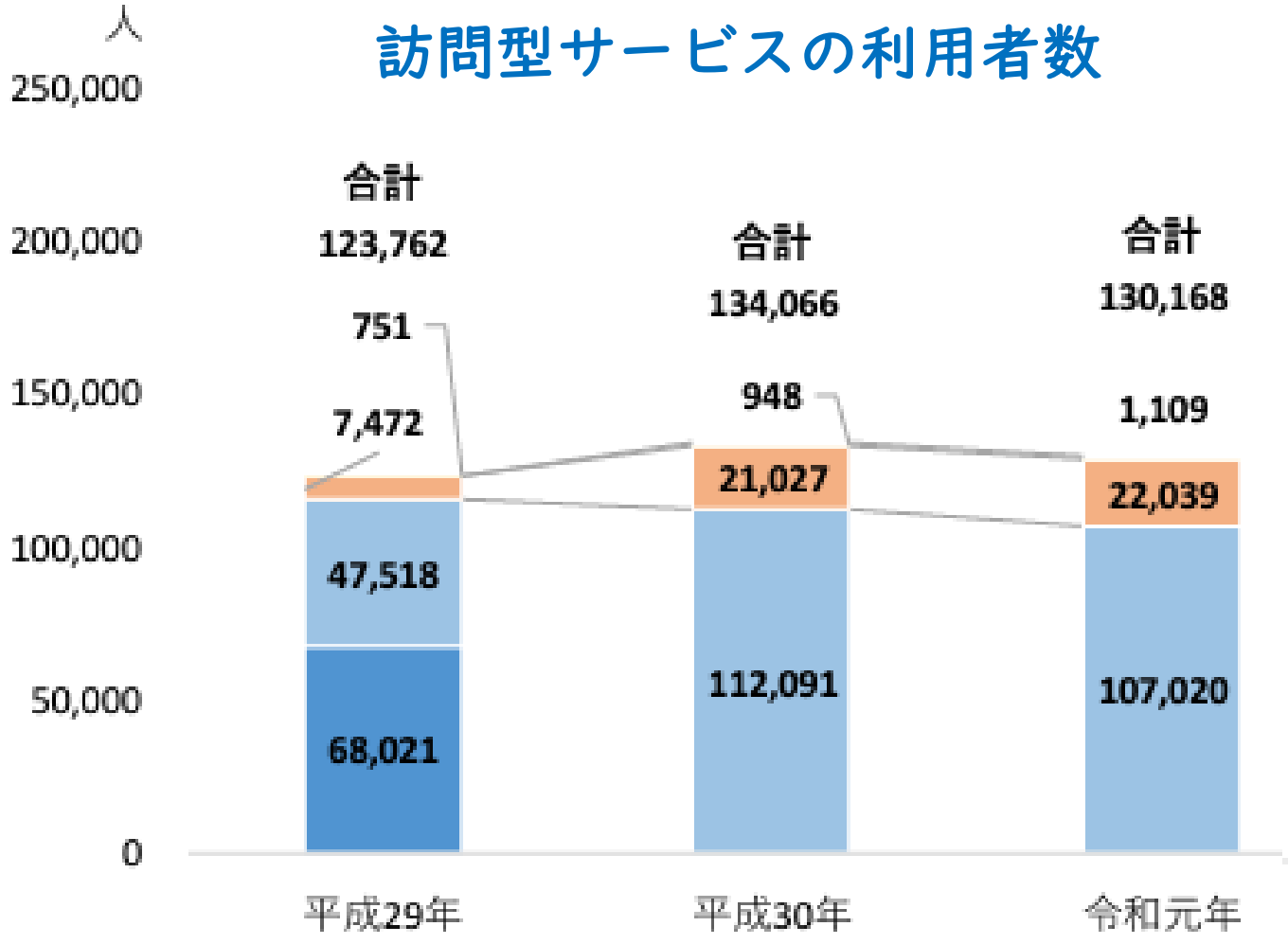

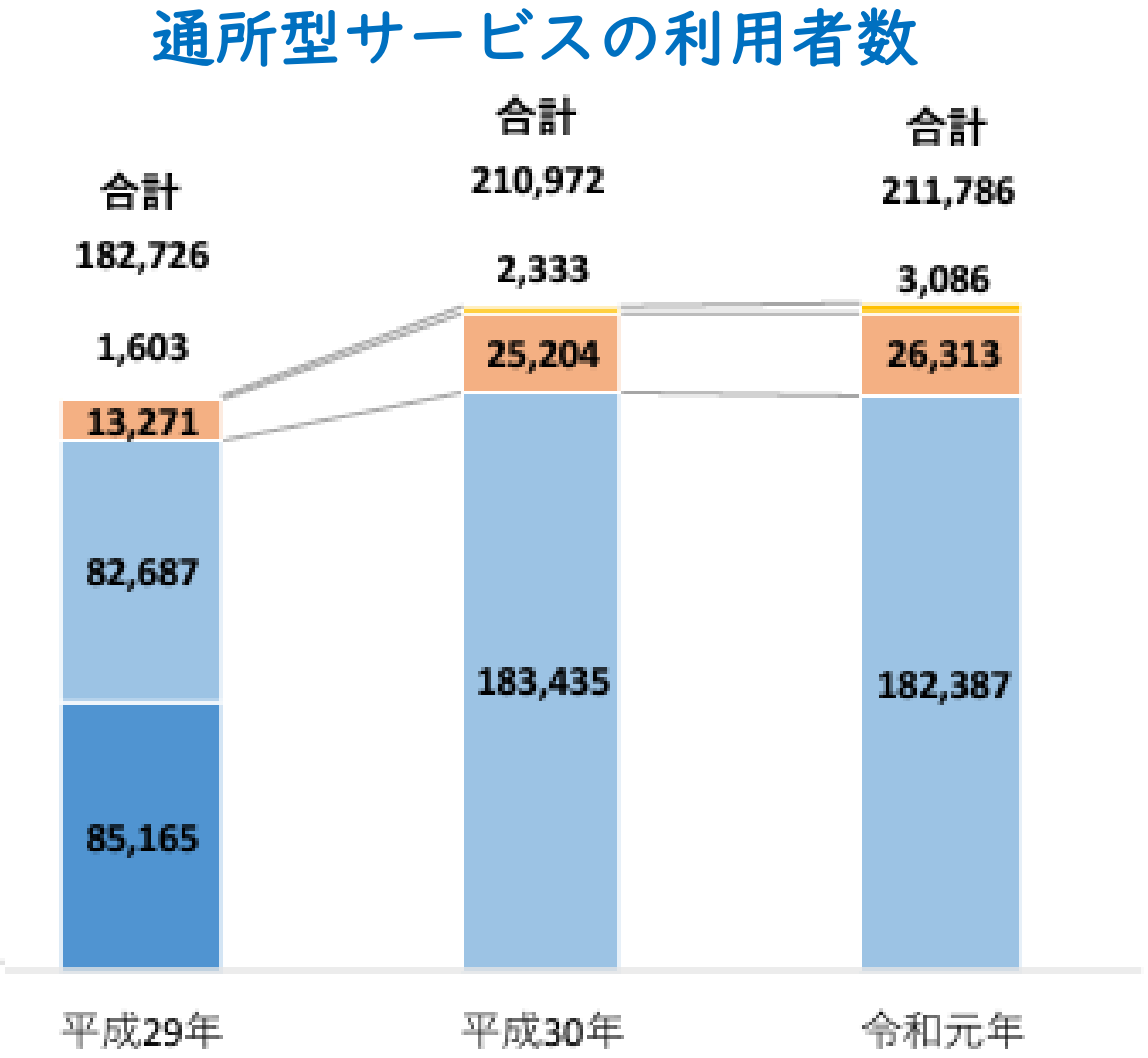

サービスＢを実施する上での課題

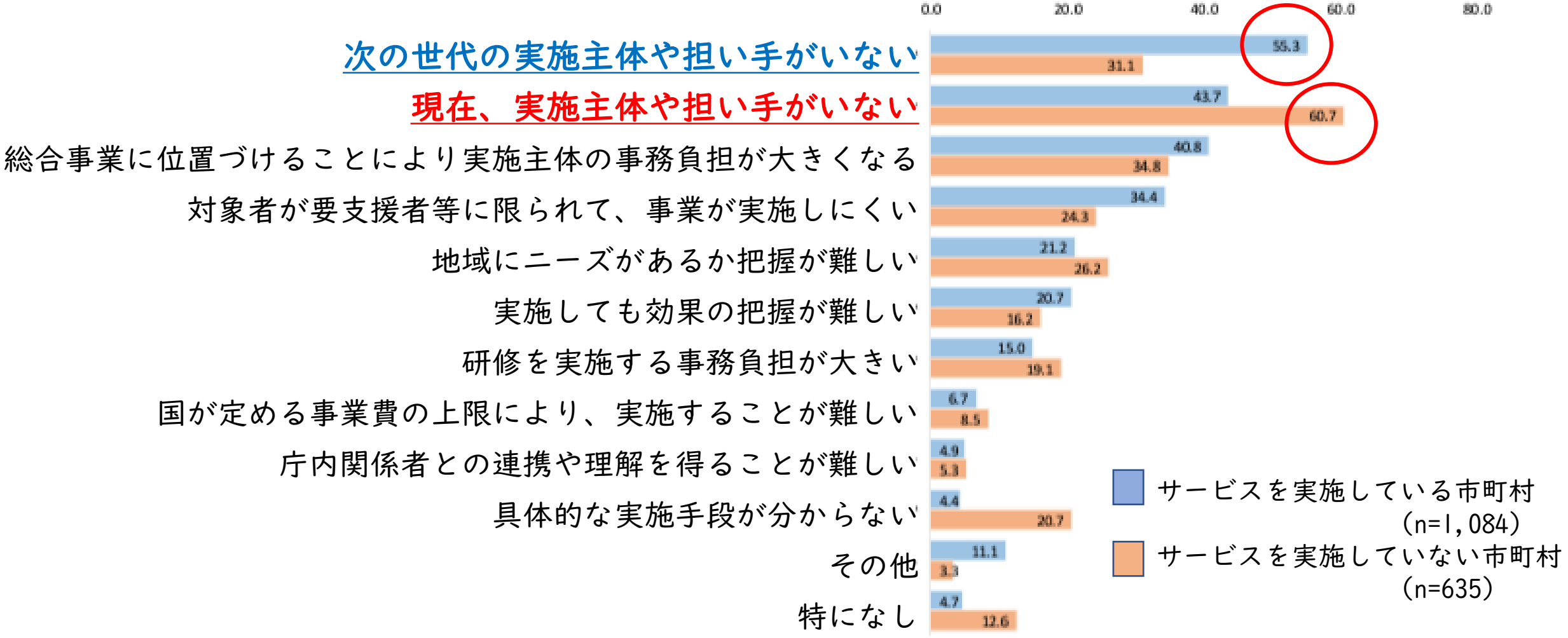

サービスBの課題への考察　　聞取り調査から

「総合事業に位置付けることで事務負担が大きくなる」

ヒアリング調査において、住民主体の支援活動に対して、総合事業に位置付けることで発生する手続きや規定等への責任等の負担が重いという意見が挙がった。
住民が自主的にやりがいを持って実施している活動に対して、費用の負担のほかに、事務手続きの煩雑さやプライバシーを取り扱う（要支援区分の確認等）ことに対する心理的な負担との釣り合いを考慮する必要がある。

担い手確保について具体的に困っている点

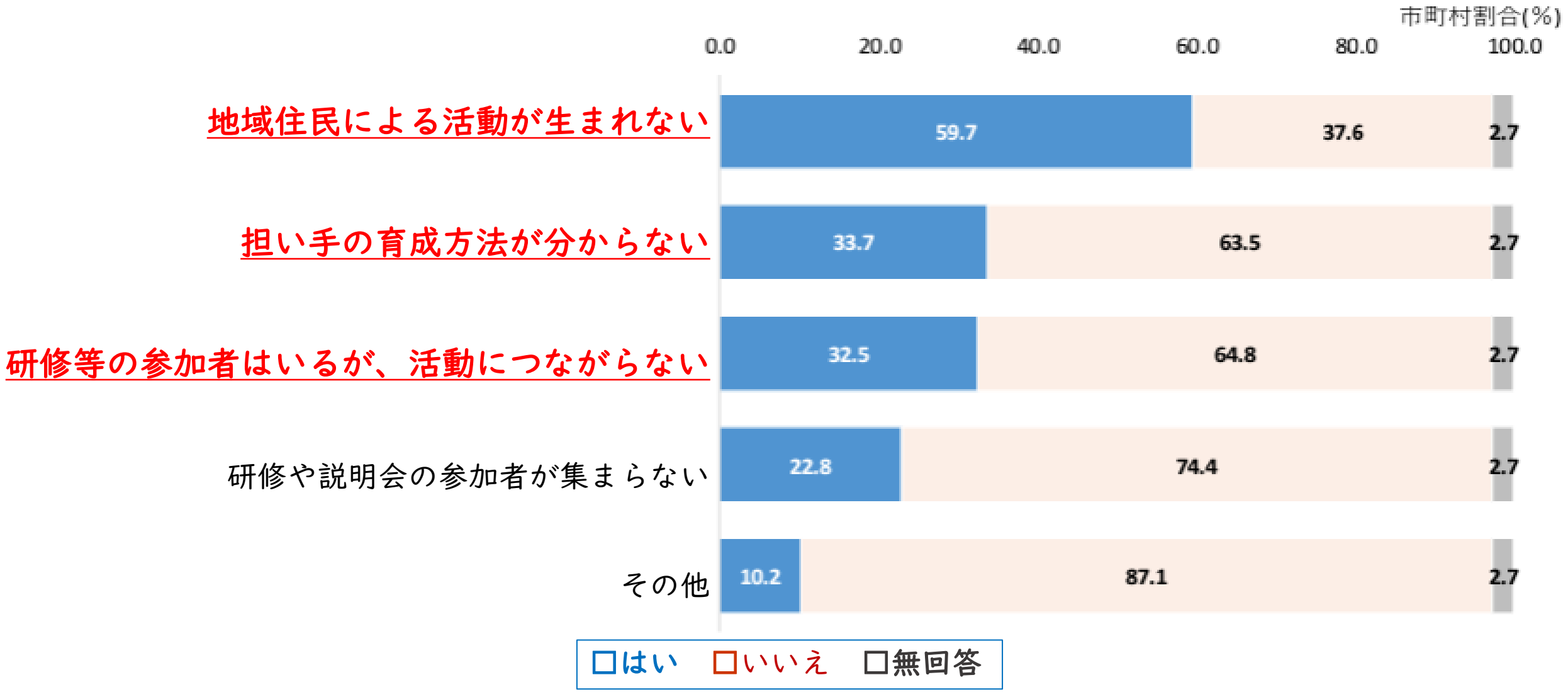

担い手確保のために行っている取組み

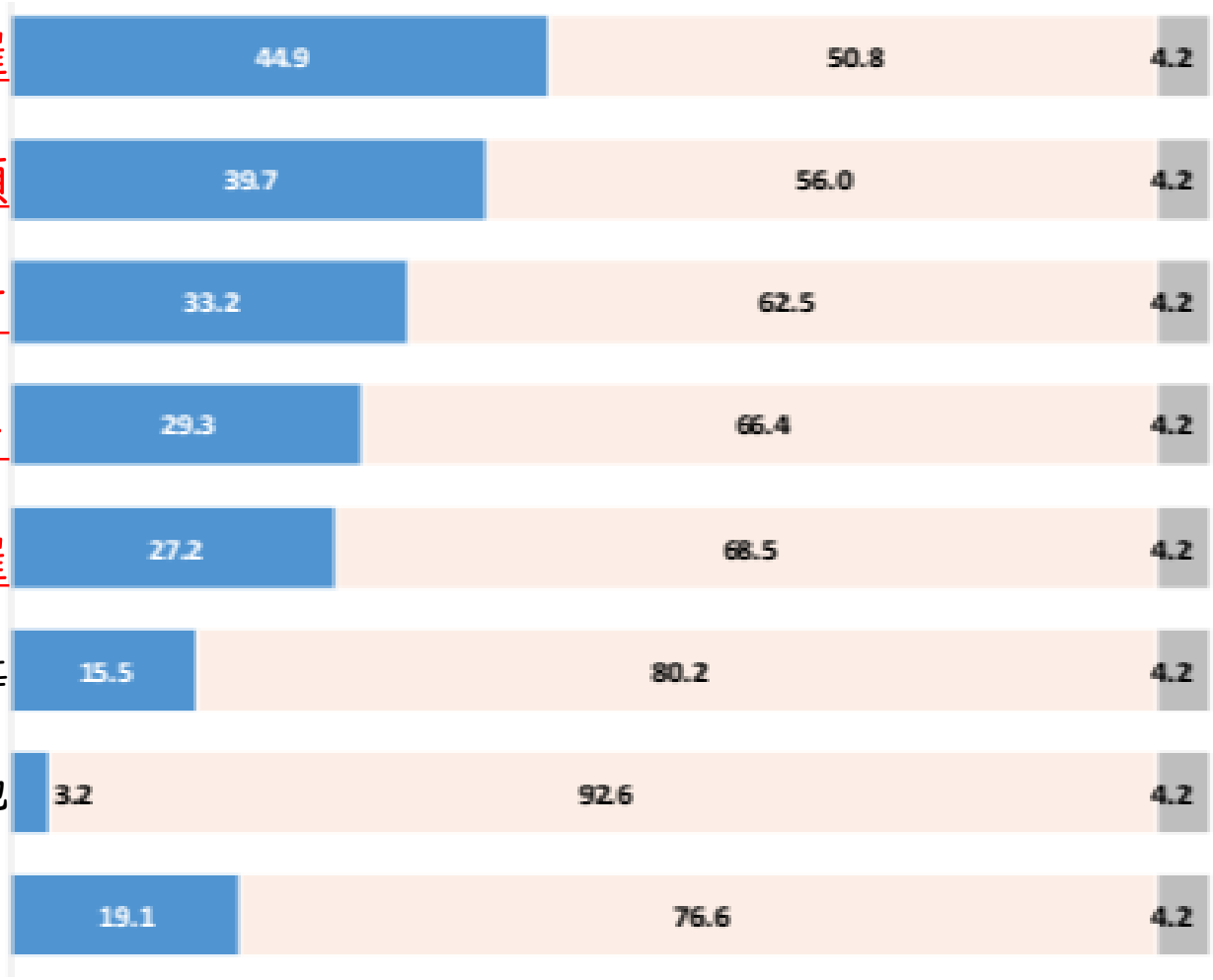

	昨年度	今年度
担い手養成のための講座の開催	－	－
地域団体や地縁組織へ協力依頼	31.0	20.1
パンフレットやチラシの配布	31.2	21.9
講演・セミナー	31.4	21.6
情報交換会や発表会の開催	19.8	12.2
ボランティアポイント等	18.8	17.0
その他	7.5	6.7
実施していない（検討中も含む）	32.0	－

□はい　□いいえ　□無回答

担い手確保のために連携している施策

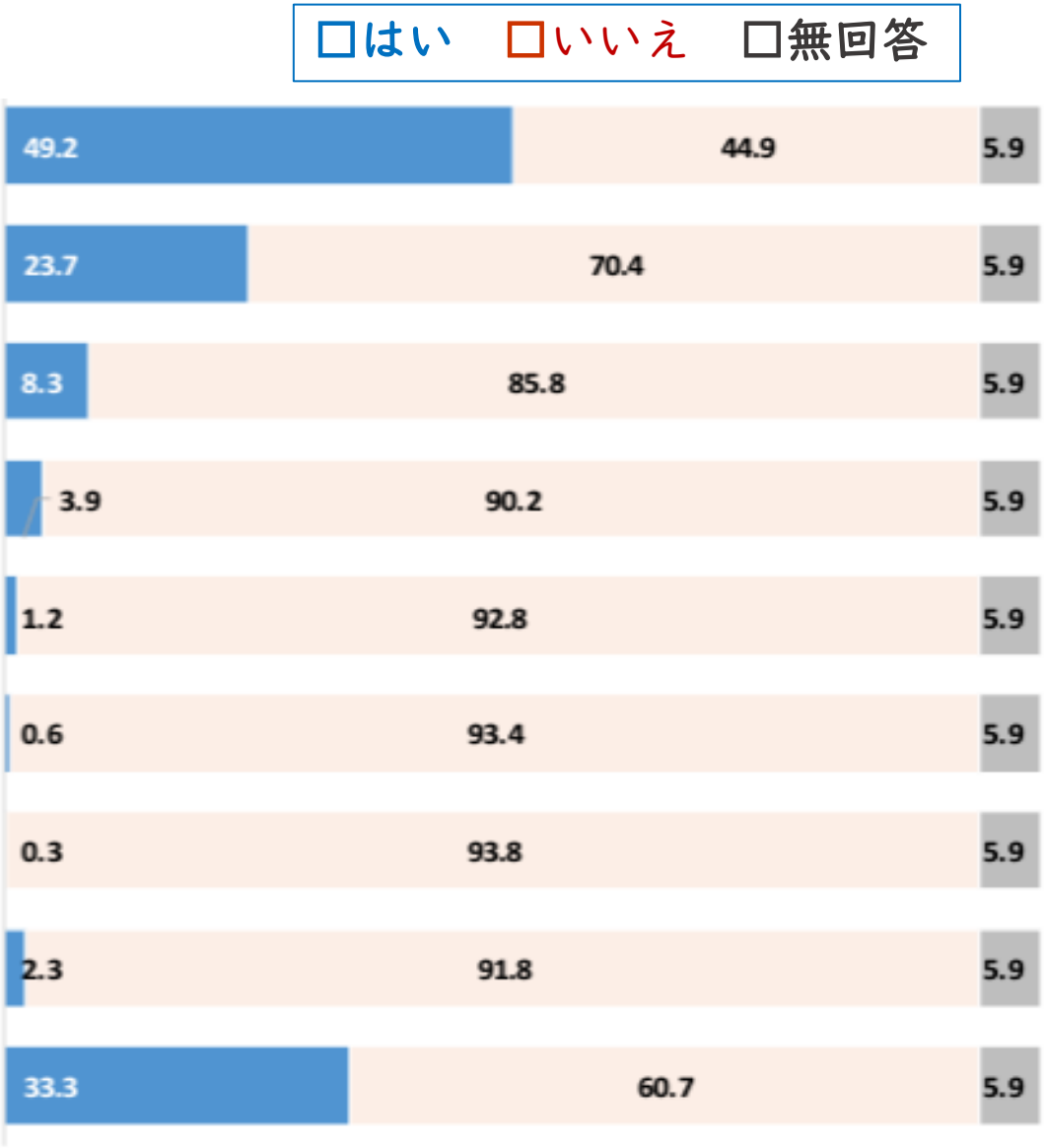

都道府県に求める支援

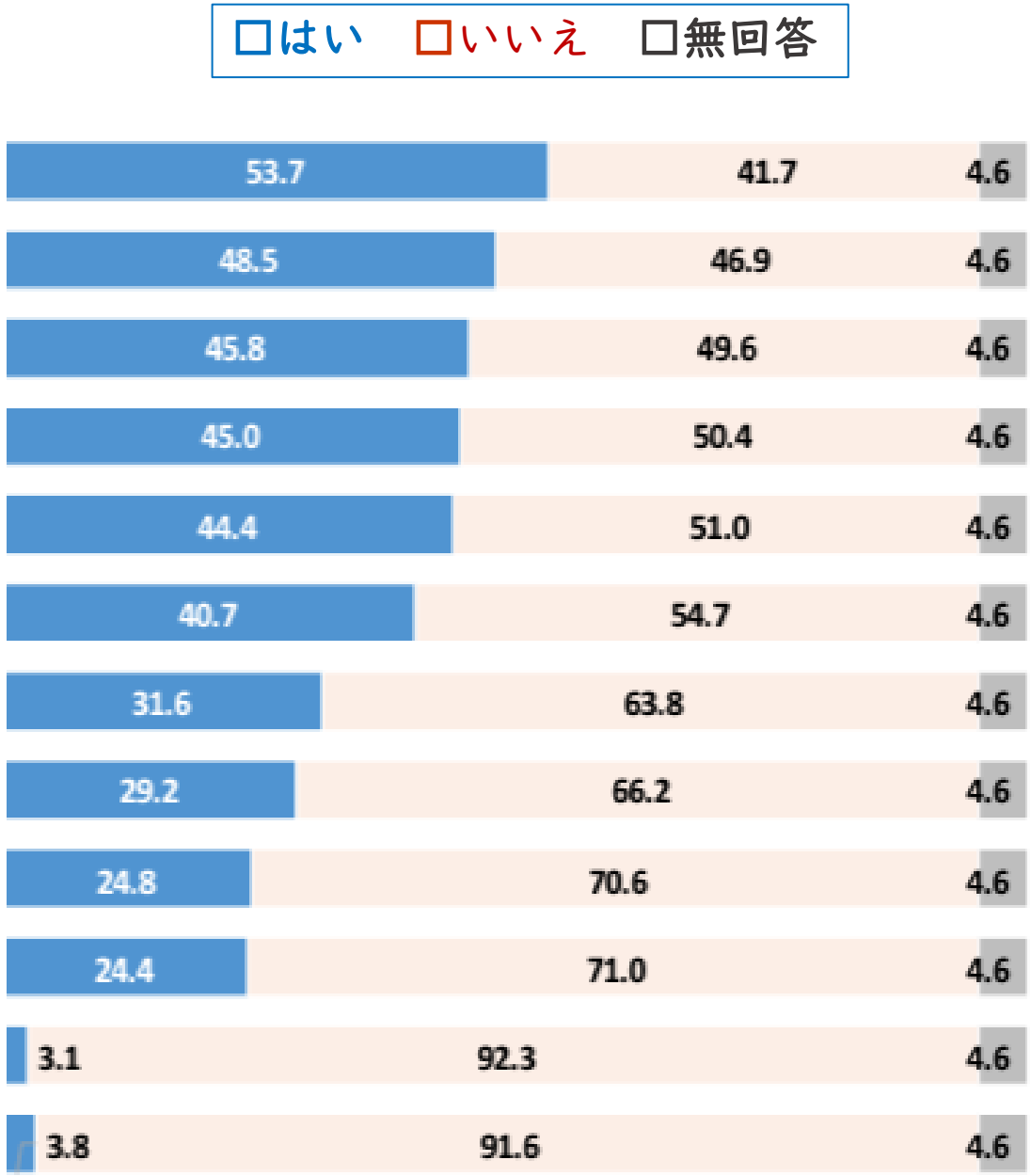
□はい □いいえ □無回答
生活支援コーディネーターの養成・能力向上支援 53.7 41.7 4.6
サービスの担い手確保のための研修等の支援 48.5 46.9 4.6
好事例の情報共有・発信 45.8 49.6 4.6
財政支援 45.0 50.4 4.6
市町村間の情報交換の場の開催 44.4 51.0 4.6
事業者への研修や指導に対する支援 40.7 54.7 4.6
基準・単価の調整や統一基準・単価の策定 31.6 63.8 4.6
有識者や先進自治体職員等のアドバイザー派遣 29.2 66.2 4.6
サービスの担い手間のネットワーク構築 24.8 70.6 4.6
市町村からの相談窓口の設置 24.4 71.0 4.6
その他 3.1 92.3 4.6
特になし 3.8 91.6 4.6

厚労省のHPから

令和元年度　老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

地域包括支援センターの事業評価を通じた
取組改善と評価指標のあり方に関する調査
研究事業
評価指標活用の手引き

市町村、地域包括支援センター、
都道府県による評価指標の活用方法

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200424_3_2.pdf

【ステップⅠ】国の評価指標と市町村独自の評価指標との関係
※市町村が主だがセンターとも話し合いながら実施

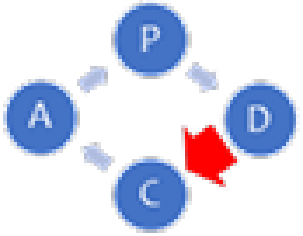

＜市町村＞

〇国の評価指標が提示される前から、市町村独自の評価指標を用いて地域包括支援センターの機能強化に取り組んできた市町村もあることと思います。また、国の評価指標では確認しきれない部分について、市町村の状況に応じて、新たに市町村独自の評価指標を作成することも考えられます。

〇その場合、まず、国が提示している評価指標と市町村独自の評価指標の関係を確認しましょう。それぞれの目的に沿って併用する場合もあれば、効率的に評価を行うことができるように統合していくことも考えられます。

〇地域包括支援センターの運営方針に基づき、各市町村の状況に応じた評価指標の活用方法、実施方法を検討していきましょう。

【ステップ２】市町村と地域包括支援センターが評価指標 について理解する
※市町村で実施 ※都道府県による理解促進支援

＜市町村、センター＞ ◯評価指標は、センターの目的を達成するために必要だと考えられる業務を実施しているかどうかを網羅的に点検するための指標です。その点を踏まえて、評価を行っていきましょう。 市町村がセンターに対して説明会を行う、センター内で職員が集まり評価指標に関する意義や目的を共有する機会を設けるなど、理解を深める取組を行いましょう。 ◯委託センターの場合、市町村やセンターから、受託法人に対して評価指標の説明を行う等、受託法人に理解を深めてもらうことも大切です。 ＜市町村＞ ◯評価指標の活用に関係するすべての人々が、評価指標はセンターの実態を把握して、機能強化につなげるためのものであると理解することが重要です。 ◯そのことを踏まえ、どのように評価指標を活用して、評価を実施していくのかといった方針を市町村が明確にし、関係者に周知しましょう。

＜都道府県＞ ◯都道府県は、市町村やセンターが評価指標の目的を十分理解したうえで有効に活用できるように、研修等を開催して、周知徹底に努めましょう。 ◯評価指標は数字で結果がでるため、順位付けに活用してしまうことなどが懸念されることから、センターの機能強化のために活用するものであることを市町村やセンターに十分に伝えていくことが大切です。

【ステップ３】どのように評価を進めるのかを計画する
※市町村で実施 ※都道府県による支援

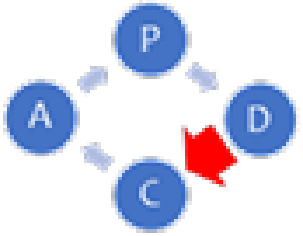

＜市町村＞ ○評価指標は地域包括支援センターのＰＤＣＡサイクルを回すためのＩつのツールです。ＰＤＣＡサイクルに基づき、センターの事業評価をどのような手順、どのような体制で進めるか、年間の評価計画や実施体制について検討しましょう。 ○評価計画や実施体制を整えるためには、庁内連携が不可欠です。そのうえで、地域包括支援センター運営協議会の開催日等も踏まえて、評価スケジュールを決めましょう。既存の会議や集まりを有効に活用するなどして、負担軽減の工夫を行うことも大切です。センターが集まる会議等を活用して、評価指標の活用方法を市町村とセンターが一緒に検討していくことも効果的です。 ○継続的な視点を持って、どのように評価指標を活用していくのか、市町村やセンターの状況を踏まえて考えていきましょう。

＜都道府県＞ ○都道府県が市町村やセンターを集めた研修会等を開催し、評価指標に限らず、市町村同士、センター同士がセンター機能強化について、情報交換したり、相談し合える関係づくりを促進することも効果的です。 ○都道府県は、評価指標を活用してどのようにＰＤＣＡを回していけばよいのか悩んでいる市町村のサポートを行っていきましょう。○評価指標のデータを活用して取組に熱心な市町村を抽出し、訪問等によってＰＤＣＡの回し方や、センター機能強化の取組の工夫などを把握し、管内の市町村やセンターへ展開する等の支援も考えられます。

【ステップ４】評価指標の記入を行う
※市町村、センターそれぞれで実施

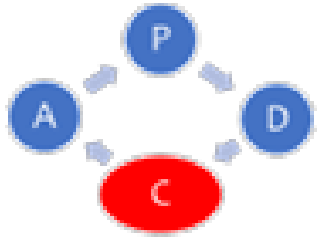

＜市町村・センター＞ ○評価指標の記入にあたって、市町村は担当部署や関連部署等の職員で協議しながら、評価指標の記入を行いましょう。 ○地域包括支援センターは全職員で協議しながら、評価指標の記入を行いましょう。 ○市町村と地域包括支援センターそれぞれが、評価項目の１つ１つに対し、実施できているかの確認を行います。実施できていない評価項目、実施できている評価項目の両者について、その理由の分析や必要な対応を全職員で検討しましょう。 ＜センター＞ ○評価指標の記入が終わったら、空欄や誤記入がないかを再度確認した上で、市町村へデータを提出しましょう。

【ポイント：できている評価項目の分析も大切に】
○どうしても、できていない評価項目に注目しがちですが、できている評価項目についても「なぜできているのか」、その要因を明らかにしていくことも大切です。

【ステップ５】評価指標の記入内容を確認する
※主に市町村

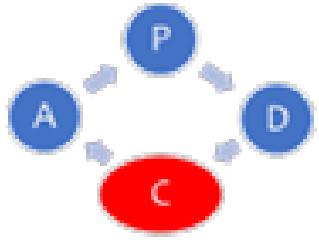

＜市町村＞ ◯市町村での評価指標の記入、センターから市町村への評価データの提出が終了したら、市町村は、市町村・センターの評価指標の記入内容について、記入漏れや明らかな誤記入がないかを確認しましょう。記入内容の確認をセンターと一緒に行うことも考えられます。 ◯市町村で、記入漏れ、明らかな誤記入の修正が終わったら、都道府県へデータを提出しましょう。 ◯都道府県への提出が終わったら、都道府県からのデータ提供を待たずにセンターへ評価データをフィードバックしましょう。その際、市町村の評価データも一緒に提供することが大切です。市町村の評価データをセンターへ提供することで、「【ステップ６】市町村、センターそれぞれで結果を分析する」を速やかに進めることができます。

＜都道府県＞ ◯市町村からデータが提出されてきたら、記入漏れ等を確認して、適時市町村に確認して修正してから、国にデータを提出します。

【ステップ６】市町村、センターそれぞれで結果を分析す
※市町村、センターそれぞれで実施 ※都道府県による分

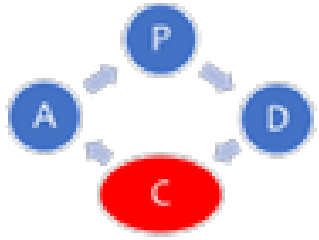

＜市町村＞ ○センターが複数設置されている市町村の場合、複数のセンター間での評価の差を確認し、その理由の分析、必要な対応を検討しましょう。 また、複数のセンターの評価結果の差を序列に使用するのではなく、市町村内のすべてのセンターとの評価結果に対する認識の共有や、取組ができているセンターの運営体制や実施方法等を全センターで共有できるよう、情報を整理しましょう。全てのセンターの機能強化を図ることにつながります。 ○センターで評価結果の分析が深まるように、例えば担当圏域内のケアマネジャーの情報など、市町村がセンターの圏域ごとに持っているデータをセンターに提供し、分析を支援しましょう。

＜センター＞ ○委託のセンターは、法人の管理者等とも結果分析を行いましょう。法人においてセンターの業務内容や実態等について理解が進むとともに、課題を共有することで、業務改善や体制強化に繋がることも期待できます。

【ステップ７】市町村、センターで分析した結果を持ち寄り、対応を話し合う ※市町村、センター一緒に実施

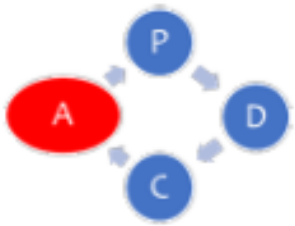

＜市町村・センター＞ ○市町村、センターそれぞれで評価した結果や分析結果を持ち寄り、話し合いを行います。評価結果等を市町村とセンターで共有することで、両者の間でコミュニケーションが進みます。コミュニケーションを取る中で、お互いに取組の足りないところを明確にしながら、業務改善方法や機能強化策を検討します。 ○市町村、センターそれぞれで評価を行ってきたので、評価項目に対する認識のずれが生じていると思われます。コミュニケーションの場では、そのすり合わせも行っていきましょう。 ○例えば、市町村とセンターの対話の中で、どうして○としたのか、×としたのか等について、話し合うことで、評価のすり合わせが行われ、各業務に関する認識が共有されます。これらの取組が、事業の質向上やセンターの機能強化につながっていきます。 ○センター間の認識のずれについても、市町村において、対話の場を通じて調整をしていきましょう。 ○評価指標はコミュニケーションツールです。市町村内、センター内、市町村とセンター間、センターと法人担当者間等、様々な場で対話や話し合いを行い、お互いの認識のギャップを把握したり、課題解決のための方策を一緒に考えることに繋げましょう。

【ステップ８】地域包括支援センター運営協議会で評価結果を報告・検討する ※市町村が実施（センターも出席）

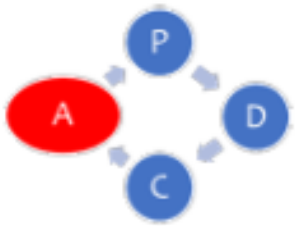

＜市町村＞ ○評価結果の確認、理由分析、必要な対応等の検討結果を、地域包括支援センター運営協議会に報告します。運営協議会で評価結果を報告することは、市町村や地域包括支援センターが日々どのような対応を行っているか、どのような効果や課題があるのか、委員に理解してもらうことにもつながります。 ○そして、地域包括支援センター運営協議会での検討議題を提案します。評価結果を運営協議会の議論の活性化に活用し、課題等に対応するためにどのような機能強化策が考えられるか等について検討することが必要です。そのため、市町村は、委託費等の予算要求、人員体制強化のための予算要求、委託方針の充実・見直し、業務マニュアルの作成等、業務改善や機能強化につながる議題を提案することが大切です。そのエビデンスとなるように、評価結果を分析した結果を提示していきましょう。 ○また、評価結果の報告だけでなく、センター職員が運営協議会に参加し、具体的な取組事例を紹介することも効果的です。運営協議会での議論を深化させることができます。 ○評価指標の結果以外に、必要に応じて以下のようなデータを提供することで、機能強化策に関する具体的な議論ができます。

【ステップ９】地域包括支援センターの運営方針や支援・指導方針を策定する
※市町村が実施（センターと話し合いながら）※都道府県によるサポート

＜市町村＞ ○評価結果の確認、理由分析、必要な対応等の検討結果、および運営協議会での検討結果を踏まえて、市町村が地域包括支援センターの運営方針や支援・指導方針を策定します。運営方針や支援・指導方針の策定により、事業計画の作成・見直しを図ることができます。 ○各センターで独自に工夫して取り組んでいる事項等については、市町村として新たに方針を示すことで、混乱が生じることがあるかもしれません。運営方針の策定にあたっては、センターとの情報交換等を踏まえ、地域の実情に応じて実施されてきた取組も尊重しつつ、市町村としてどのような方針を示していけばよいのか検討していきましょう。

＜都道府県＞ ○市町村やセンターが評価結果を分析して、各市町村で運営方針や支援・指導方針を策定するにあたり、都道府県が、管内の全市町村を集めて、センターの運営方針、支援・指導方針などについて意見交換を行う場を設けてもよいでしょう。市町村同士、相談し合う関係づくりを行うことができます。 ○特に小規模の市町村では、課題によっては協働して対応しなければならないこともあるかもしれません。協働のきっかけをつくるのは都道府県の役割となります。

【ステップ10】地域包括支援センターの事業計画を策定する
※地域包括支援センターが市町村と話し合いながら実施

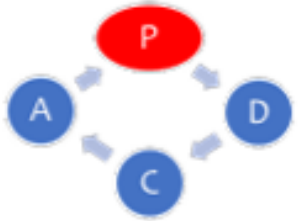

〇修正された地域包括支援センターの運営方針をもとに、評価結果の確認、理由分析、必要な対応等の検討結果を踏まえて、地域包括支援センターの事業計画を策定します。 〇評価指標を活用して、評価結果の確認や分析、必要な対応の検討を行ってきたことから、ＰＤＣＡサイクルとして、その内容を事業計画に活かしていくことが重要です。

【ポイント：効率的に事業計画と評価を連動】 〇事業評価や事業計画の策定は非常に重要なことですが、可能な限り負担を減らして行うことも大切です。事業計画と事業評価の連動を考え、評価指標で明らかになった課題や強みを中心に、事業計画およびその達成状況等を確認できるフォーマットの使用なども考えてみましょう。

知之為知之　不知為不知　是知也

Five Orders of Ignorance（無知の5段階）Phillip G. Armour	
0I	Orders of Ignorance（無知レベル）
00I	全て分かっている。 ＝質問が必要のない状態
10I	何が分からないのかを理解している。 =答えを得るための「質問」ができる状態
20I	分からないことが分からない。 ＝答えを得るための「質問」ができない状態
30I	分からないことが分からない状態を解決する方法が分からない。 ＝「分からないことが分からない」という20Iの状態から抜け出すための手段を持ち合わせていない状態
40I	無知にレベルがあることを知らない状態

古人の
　跡を求めず

古人の
　求めたる所を求めよ